

## 令和3年度第2回 多摩市男女平等参画推進審議会 要点録

開催日時：令和3年9月10日（金） 委員へ資料送付  
令和3年9月15日（月） 委員からの意見・質問集約  
令和3年9月24日（月） 委員への意見・質問回答  
令和3年9月28日（火） 委員からの意見・質問集約  
※上記やり取りをもって一回の会議開催とみなします。

場 所：書面会議により開催

出席委員：広岡守穂委員、木本喜美子委員、岡村隆広委員、神子島健委員、神山直子委員、  
堤香苗委員、藤江美也子委員、真野文恵委員（会長・副会長以下50音順）

欠席委員：なし

事務局：河島課長、齋郷担当主査、吉田主事

傍聴者：なし

（発言者凡例：◎会長、○委員、◇事務局）

### 次 第

#### 1 令和3年度第1回多摩市男女平等参画推進審議会要点録（案）（報告）

◇意見なしのため、内容を確定する。

#### 2 議題

（1）（仮称）多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）について

**資料1** （仮称）多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）抜粋

（委員からの主な質疑と回答）

<第1条について>

○条例の主旨からして、「性的マイノリティ」「性的少数者」という文言を使わないというのはいいと思う。ただ、今までの経緯を知らない場合はわかりにくい面もあるので、要綱の周知の際に、そうした背景の説明等をするとうい。

○目的の中に、「性別による差別的扱いを含めた諸問題」とか、「自らの意志では解決することができない性的指向及び性自認に関する悩みや課題」という文言は、マイナスなイメージがある。差別されたり、悩みや課題があることが前提になっているようで、「目的」というにはふさわしくないのではないか。「多様な性を認め合う」「人が人として尊重される」「誰もが自分らしく生きることができる」等、もう少し、プラス思考の表現でもよいのではないか。

<第2条について>

- 事実婚を含めるかどうかだが、事実婚は住民票に「妻（未届）」もしくは「夫（未届）」と記載できる為、含めなくて良いのではないかと思った。対象として「同性」・「異性」という表記をすることは、多様な性自認・性的指向の在り方を制限してしまうという考えから、異性・同性の表記をあえて行わないというのはとても良いと思う。
- 異性間の事実婚を排除する形になっているが、多摩市の条例の趣旨に鑑みるならば排除する論拠はないのではないかと思う。とりわけ裁判所の判決でも厳しい現況下であり、政治が動かなければ異性間の事実婚が容認されない状態がずっと続いていることを考えれば、異性間の事実婚を入れておくことはできないか。書き方がかなり変わってくることになるので悩んだが、条例に照らせば、いかなる性的志向性であっても差別されないということでもある。さらなる検討をお願いしたい。
- 世田谷区が改定したように、「自認する性が同性のカップル」も認められるのが望ましい。仮に「法律婚が可能な戸籍上は異性のカップル」でも、通常法律婚に対するステレオタイプのイメージに当てはまらない場合に（差別的な視線など）困難を抱える可能性がある。そうした場合に、現状ではパートナーシップ制度を使うことで理解を促すことにつながるのではないだろうか（むろん、当事者の判断で法律婚を選ぶことも可能なわけだからその点も問題ないと思う）。

性のあり方の多様性が社会的に規定されるものであること、また、パートナーシップ制度が広く市民にいきわたるほど「自らの意志では解決することのできない性的指向及び性自認に関する悩みや課題を抱えている当事者」の抱える困難は軽減される。ということは、パートナーシップ制度が事実婚を含めて広まることにはメリットがあるのではないか（つまり、パートナーシップ制度が一部の人のための特別なものではない、ということになる）。千葉県や国立市がやっているので、事実婚を検討してみてもいいのではないかと思う。ただし要綱案の大幅な改定や庁内の調整等が必要なのであれば、まずは事実婚抜きで要綱を出し、今後の検討課題としてもいいように思う。

<第3条について>

- どちらか一方だけでも市内在住（予定含む）が望ましいのではないかと思う。同居の有無は不要だと思う。要綱文は、事務局案のもので良いと思う。
- 宣誓者の要件について、居住条件のみならず、国立市のように市内在学者・在勤者に広げてよいのではないか。さらなる検討をお願いしたい。
- 同一世帯・同居を要件としなかったことは（前回そうしない方がよいと意見を出したので）、とても良い。市行政サービスの点からも、一方の居住という条件はあってもいいと思う。

○（４）「配偶者」については、かっこ書きで（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者で同居しているものを含む。）と定義を入れたらよいと思う。

○第２条で宣誓の定義が示されている。（以下「宣誓」という）の必要はないと思う。

#### <第５条について>

○LGBTの方の中には、性自認の関係で通称を用いる方も多いので、通称名での申請を可とするのは必須だと思う。とりわけ記載カード（７条）等での表記のあり方には細心の注意を払う必要がある。

○文中に「通称」と「通称名」の言葉が混在するが、どちらかに統一しなくてもよいのか。

#### <その他>

○何もリスクが考えられないのであれば、提案通りで問題ない。

○４点の論点について４点とも事務局案でよろしいと思う。のちのち同性婚にたいする理解が広がった場合には、同居を要件とするべきかもしれない。

#### （結論）

以上のいただいたご意見を反映し、（仮称）パートナーシップ制度要綱（案）を修正する。

#### （２）令和２年度 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進状況外部評価（案）について

**資料 2** 令和２年度 多摩市女と男がともに生きる行動計画推進状況外部評価（案）

**資料 3** 令和３年度第１回審議会「意見・質問書② 意見一覧」

#### （委員からの主な質疑と回答）

○多摩市役所の取り組みを評価するのではなく、多摩の地域社会について評価している。そのことがわかるように文章を書き換えてほしい。つまり新型コロナの影響で十分な施策ができなかったにもかかわらず、女性の雇用などの数字は悪くないという評価である。

○新型コロナの影響が本当にはっきりするのは来年度でしょうから、断定的な評価は控えめにし、経過を見守るといった表現にしたいと思う。

○審議会が市役所に対してへりくだったものの言い方をしてはいけない。審議会と市役所は対等な関係である。その点、形式的なことですが文章表現を一部あらためた方がよいのではないか。審議会が行政をべたべたほめたら、なんのための審議会か分からなくなる。

- 会長名で、審議会が出す文章である。メール審議という形でやらざるを得ない状況なので、「事務局の案をPDFで出してそれに意見を言う」だけでなく、ワードファイルなどで直接文章にコメントや赤入れをできる形で出してもらいたい。年度によっては委員が原案を書いたことも少なくない。その場合は審議の中で話が出てそうなのであって今年度そういう形でないことに文句はないが、審議会の独立性・主体性は基本的なこととして、今後も念頭に入れておいてほしい。
- この外部評価は、審議会が行政に対して出す文書というのが基本であるが、審議会がこれを読む市民に対して、多摩市の男女共同参画の現状と課題を伝えるメッセージでもある。このことは従来会議でも度々話の出たことである。原案としても、もう少し市民がわかるような文章を書いてもらいたいと思う。具体的には添付のワードファイルを参照していただきたい。
- 進捗状況調査に関して、他の委員より4点にわたるご意見が出されている。メールでの問い合わせにおいて、賛同している。
- 全体的には、コロナ禍の中で、TAMA女性センターをはじめ市役所の職員の方々は、多摩市の男女平等参画の推進に向けて努力をされていることは評価したい。
- DV防止に関する取組について、残念ながら、TAMA女性センターが行っている講座やDV相談の参加数がまだ低いと言わざるを得ない。参加数を高めるためには、SNS等による周知を高めるとともに、講座の動画配信やWEBによる相談等を工夫してほしい。
- 審議会委員などの女性比率はさっぱり良くなっていない。それどころか悪くなっている。この点は審議会として厳しく指摘しなければならない。
- 「女性の働き方に関する取組について」の中で、給与収入のある女性の増加人数が年々増加しているとの記述があった。この理由として、「コロナ禍における女性の就業に対する意識・関心の高まりであると考えられる」とあったが、これは何かの調査結果か？コロナが影響し、パートナーの収入減少や失業で働かざるを得ない状況ということも考えられるのではないかと思った。ただ、それも上の方で「コロナ禍における休業や失業により収入が減少し、結果として女性、特にひとり親家庭の経済状況は深刻な状況です。」と書かれているので、このままの文章でも良いと思う。はじめにコロナ禍の厳しい状況が書かれており、その後の文章で女性の就業に関する意識・関心が高まり～と書かれていたので、少し就業への動機づけに引っかかった。
- ◇ご指摘いただいた記述は、調査結果ではなく事務局の推測である。ご意見をふまえ、「②女性の働き方に関する取組について」の2段落2文目のとおり、「これは、コロナ禍において家計を守るために女性の就業に対する意識・関心が高まったことが1つの要因であると考えられ、」と表現を修正した。
- 多摩市内の女性の就業率が上がったのは、聖蹟桜ヶ丘のあいおいの短時間ワーカー以外に影響が何かあるのであれば知りたい。(ワクチンサポート要員等で女性の非正規雇用労働者が増えているのかどうか。)
- ◇多摩市内の女性の就業率が上がった要因については、把握できていない。

- オンライン体制の整備が進んでいるとあるが、一市民としては感じられないので、そのような点が進んだのかお聞かせ頂きたい。
- ◇外部に対しては、市役所が扱う情報の特性からセキュリティ面などのハードルが高いため、まずは内部体制から取り組みを進め、端末を持ち帰って自宅でも庁内のシステムが利用できるようになり、不便なく在宅勤務ができるようにした。外部についても整備は進めており、外部とのオンライン会議など、少しずつできることが増えている。

(結論)

以上のいただいたご意見を反映し、令和2年度「多摩市女と男がともに生きる行動計画」推進状況の外部評価(案)を修正する。